

すみれ調剤薬局 調剤報酬算定点数一覧（令和6年10月1日施行）

当薬局でお支払いになる医療費は、下記の項目を合算して患者負担割合を掛けて計算しております。1点あたり10円です。

$$\text{調剤報酬点数} = \text{調剤技術料} + \text{薬学管理料} + \text{薬剤料} + \text{特定保険医療材料料}$$

ご不明な点は、受付窓口までご遠慮なくお問い合わせください。

〈調剤技術料〉

項 目		算定単位、上限	点数
調剤基本料 1 （複数医療機関の処方箋の同時受付2回目以降は80/100）		処方箋の受付1回につき	45点
分割調剤（1）長期保存の困難性（2）後発医薬品の試用		（1）2回目以降の調剤時（2）2回目の調剤時	5点
加算	地域支援体制加算 1	処方箋の受付1回につき	32点
	連携強化加算	処方箋の受付1回につき	5点
	後発医薬品調剤体制加算 2	処方箋の受付1回につき	28点
	在宅薬学総合体制加算 1	処方箋の受付1回につき	15点
	医療DX推進体制整備加算 3	月1回限り	4点

薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬		処方箋の受付1回につき	21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤まで	190点
湯薬	1～7日分以下	1調剤につき、3調剤まで	190点
	8～28日分以下	（120点+10点/1日分につき）	10点/日
	29日分以上		400点
注射薬		処方箋の受付1回につき	26点
外用薬		1調剤につき、3調剤まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
加算	無菌製剤処理加算（注射薬のみ）		
	中心静脈栄養法用輸液	6歳以上	69点
		6歳未満	137点
	抗悪性腫瘍剤	6歳以上	79点
		6歳未満	147点
	麻薬加算		70点
	向精神薬加算・覚せい剤原料加算・毒薬加算		8点
	自家製剤加算（内服薬、屯服薬）		※予製剤・錠剤分割は20/100
	錠剤・丸剤・カプセル剤・散剤・顆粒剤・エキス剤（内服薬）		7日ごと
	錠剤・丸剤・カプセル剤・散剤・顆粒剤・エキス剤（屯服薬）		90点
	液剤		45点
	自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき
	錠剤・トローチ剤・軟・硬膏剤・パップ剤・リニメント剤・坐剤		90点
	点眼剤・点鼻・点耳剤・洗眼剤		75点
	液剤		45点
	計量混合調剤加算（内服薬、屯服薬、外用薬）		1調剤につき
	液剤		35点
	散剤・顆粒剤		45点
	軟・硬膏剤		80点
	時間外加算		100/100
	休日加算		基礎額への割増割合
	深夜加算		200/100
	夜間・休日等加算		処方箋の受付1回につき
			40点

《 薬学管理料 》

項 目		算定単位、上限	点数
調剤管理料			
① 内服薬 1～7 日分		処方箋の受付1回につき、①または② ①は 1 剤につき 3 剤まで	4 点
8～14 日分			28 点
15～28 日分			50 点
29 日分以上			60 点
② 上記以外			4 点
加算	重複投薬・相互作用等防止加算 (残薬調整以外)	処方変更が行われた場合	40 点
	重複投薬・相互作用等防止加算 (残薬調整)		20 点
	調剤管理加算	初めて処方箋を持参または処方内容の変更	3 点
	医療情報取得加算 1	6ヶ月に 1 回	3 点
	医療情報取得加算 2	薬剤情報等の取得(6ヶ月に 1 回)	1 点
服薬管理指導料			
① 3ヶ月以内に再来局・手帳の提示		処方箋の受付 1 回につき	45 点
② ①以外			59 点
③ 特別養護老人ホーム入所者			45 点
④ オンライン服薬指導(3ヶ月以内)・手帳の提示			45 点
⑤ ④以外			59 点
かかりつけ薬剤師指導料			76 点
特例(かかりつけ薬剤師以外による服薬管理指導料)			59 点
加算	麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合	22 点
	特定薬剤管理指導加算 1 イ	安全管理が必要な医薬品の新規処方	10 点
	特定薬剤管理指導加算 1 ロ	安全管理が必要な医薬品の変更など	5 点
	特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍薬(月 1 回限り)	100 点
	特定薬剤管理指導加算 3 イ・ロ	RMP、医薬品選択の説明・指導(初回に限り)	5 点
	乳幼児服薬指導加算	6 歳未満の乳幼児の場合	12 点
	小児特定加算	医療的ケア児の場合	350 点
	吸入薬指導加算	3ヶ月に1回に限り	30 点
外来服薬支援料 1		月1回に限り	185 点
外来服薬支援料 2		42 日分以下(7 日ごと)	34 点
		43 日分以上	240 点
加算	施設連携加算	施設入所患者(月1回に限り)	50 点
服用薬剤調整支援料 1		月1回に限り	125 点
服用薬剤調整支援料 2		重複投薬等の解消に係る実績がある場合	110 点
		上記以外、いずれも 3 ヶ月に 1 回に限り	90 点
調剤後薬剤管理指導料 1・2		月1回に限り	60 点
服薬情報等提供料 1		月1回に限り	30 点
服薬情報等提供料 2		月1回に限り	20 点
服薬情報等提供料 3		3ヶ月に1回に限り	50 点

《 薬剤料 》

項 目	算定単位、上限	点数
使用薬剤料(所定単位につき 15 円以下の場合)	調剤料の所定単位につき	1 点
“ (所定単位につき 15 円を超える場合)	調剤料の所定単位につき	10 円又はその端数を増すごとに1 点

《 特定保険医療材料料 》

項 目	算定単位、上限	点数
特定保険医療材料料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を 10 円で除して得た点数

《 在宅患者に係る訪問薬剤管理指導 》

項 目		算定単位、上限	点数
在宅患者訪問薬剤管理指導料		月 4 回まで(がん末期患者等は週 2 回かつ月 8 回まで)保険薬剤師 1 人につき週 40 回まで ※在宅患者オンライン薬剤管理指導料と合算	
① 単一建物診療患者が 1 人の場合			650 点
② 単一建物診療患者が 2～9 人の場合			320 点
③ 単一建物診療患者が 10 人の場合			290 点
加算	麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合	100 点
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法の場合	250 点
	乳幼児加算	6 歳未満の乳幼児の場合	100 点
	小児特定加算	医療的ケア児の場合	450 点
	在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法の場合	150 点
在宅患者オンライン薬剤管理指導料		在宅患者訪問薬剤管理指導料と合算	59 点
加算	麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合	22 点
	乳幼児加算	6 歳未満の乳幼児の場合	12 点
	小児特定加算	医療的ケア児の場合	350 点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ①疾病の急変		患者状態の急変に伴う場合	500 点
② ①以外			200 点
加算	麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合	100 点
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法の場合	250 点
	乳幼児加算	6 歳未満の乳幼児の場合	100 点
	小児特定加算	医療的ケア児の場合	450 点
	在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法の場合	150 点
	夜間・休日・深夜訪問加算	末期悪性腫瘍患者 夜間 400 点、休日 600 点、深夜 1,000 点	
在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料		在宅患者訪問薬剤管理指導料と合算	59 点
加算	麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合	22 点
	乳幼児加算	6 歳未満の乳幼児の場合	12 点
	小児特定加算	医療的ケア児の場合	350 点
在宅患者緊急時等共同指導料		患者状態の急変に伴う場合	700 点
加算	麻薬管理指導加算	麻薬を調剤した場合	100 点
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法の場合	250 点
	乳幼児加算	6 歳未満の乳幼児の場合	100 点
	小児特定加算	医療的ケア児の場合	450 点
	在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法の場合	150 点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 1 (残薬調整以外)		処方変更が行われた場合	40 点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 2 (残薬調整)			20 点
経管投薬支援料		初回に限り	100 点
在宅移行初期管理料		在宅患者訪問の初回に限り	230 点
退院時共同指導料		入院中 1 回(がん末期患者等は 2 回)	600 点

《 介護保険における訪問薬剤管理指導 》

項 目		算定単位、上限	単位
居宅療養管理指導費			
① 単一建物診療患者が 1 人の場合		月 4 回まで	518 単位
② 単一建物診療患者が 2～9 人の場合		(がん末期患者等は週 2 回かつ月 8 回まで)	379 単位
③ 単一建物診療患者が 10 人の場合			342 単位
④ オンライン服薬指導			46 単位
加算	麻薬指導加算	麻薬を調剤した場合	100 単位
	医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法(オンライン不可)	250 単位
	在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法(オンライン不可)	150 単位